

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)					新条文(令和2年10月)					改定理由				
章	節	条	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文		
1		102	7		用語の定義	「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	1		102	7		用語の定義	「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	諸基準類の改定に伴う修正
1		120	1		検査	受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	1		102	7		検査	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		121	4		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	1		102	7		修補	検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1		123	1	(4)	契約変更	契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1		123	1	(4)	契約変更	契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		124	3		履行期間の変更	受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	1		124	3		履行期間の変更	受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		124	4			契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	1		124	4			契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
1		126	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	1		126	1	(1)	発注者の賠償責任	契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		127	1	1	受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない	1		127	1	1	受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない	諸基準類の改定に伴う修正
				(1)		契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合					(1)		契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合	諸基準類の改定に伴う修正
				(2)		契約書第42条に規定する瑕疵責任に係る損害					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合	諸基準類の改定に伴う修正
1		128	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	1		128	1		部分使用	発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正
1		133	1		安全等の確保	受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。	1		133	1			受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	項目整理
				(1)		(追加)					(1)		受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	項目整理
				(2)		(追加)					(2)		受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。	項目整理
				(3)		(追加)					(3)		受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。	項目整理

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)					新条文(令和2年10月)					改定理由		
章	節	条	項以下	項以下 章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	条	項以下		項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文
			(4)		(追加)				(4)		受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。	項目整理
			5		受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務委託の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。				5		受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務委託の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。	項目整理
			(1)		受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考にして常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。						(削除(1項に移動))	項目整理
			(2)		受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。				(1)		受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。	項目整理
			(3)		受注者は、地質・土質調査業務現場に別途調査及び地質・土質調査業務または工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。						(削除(1項に移動))	項目整理
			(4)		受注者は、地質・土質調査業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。						(削除(1項に移動))	項目整理
			(5)		屋外で行う地質・土質調査業務等に伴い採取した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。				(2)		屋外で行う地質・土質調査業務等に伴い採取した立木等を野焼きしてはならない。 なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。	
			(6)		受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。				(3)		受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
			(7)		受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。				(4)		受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
			(8)		受注者は、地質・土質調査業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。				(5)		受注者は、地質・土質調査業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。	
			(9)		受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、屋外で行う地質・土質調査業務に伴う騒音振動の発生を抑制し、生活環境の保全を図らなければならない。						(削除(1項に移動))	項目整理
2		204	1	(3)	成果品 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。	2		204	1	(3)	成果品 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。	
4	3				オランダ式二重管コーン貫入試験	4	3				機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験	
		407	1		目的 貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。			407	1		目的 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。	
		408	1		試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。			408	1		試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)に準拠して行うものとする。	

共通仕様書(建設関連業務)[地質・土質調査業務] 新旧対照表

現行条文(令和元年10月)						新条文(令和2年10月)						改定理由		
章	節	条	項	項以下	章節条 (項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文
		409	1	(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220により整理するものとする。			409	1	(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)により整理するものとする。	
5	1					孔内水平載荷試験		5	1				孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)	
		501			目的	孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。			501			目的	孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。	
		502	3		試験等	孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。			502	3		試験等	孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。	